

米原市国民健康保険

子育て世帯応援金のご案内

急速に少子高齢化が進む今日、米原市では国において実施される未就学児の国民健康保険税（以下「国保税」といいます。）の軽減措置と合わせて、子育て世代への更なる支援を目的として、国保税のうち 18 歳以下の子どもに係る均等割相当額を応援金として支給します。

対象となる方

令和８年６月１日において、平成 20 年４月２日以降に生まれた米原市国民健康保険（以下「市国保」といいます。）の被保険者（以下「対象被保険者」といいます。）がいる世帯であり、令和８年度分の国保税の納付を要する世帯の世帯主

応援金の支給額　国保税の均等割額の年額（軽減世帯（※注１）は、軽減後の年額）

【算定方法】対象被保険者一人当たりの額×各世帯の応援金対象被保険者（18歳以下）の人数

【対象被保険者一人当たりの額】

未就学児以外：平成20年４月２日から令和２年４月１日までに生まれた国保被保険者

軽減なし世帯　40,300円、２割軽減世帯　32,240円、５割軽減世帯　20,150円、７割軽減世帯　12,090円

未就学児：令和２年４月２日から令和８年６月１日までに生まれた国保被保険者（注２）

軽減なし世帯（５割軽減）　20,150 円、２割軽減世帯（６割軽減）　16,120 円、５割軽減世帯（7.5 割軽減）　10,075 円、７割軽減世帯（8.5 割軽減）　6,045 円

※注１　国保税は世帯の前年中の所得により、均等割額、平等割額の７割、５割、２割を軽減しています（所得申告が必要）。

※注２　未就学児については、令和８年度国保税は上記（注１）と合わせて、均等割額の５割を軽減して課税しています。例えば７割軽減対象の未就学児の場合、残り（３割）の半分が減額され、8.5 割軽減となります（納税通知書には軽減後の税額を記載しています。）。本応援金は国制度による軽減後の自己負担相当額を支給します。

〈例1〉市国保に加入している軽減なし世帯で、対象被保険者が2人（未就学児以外1人、未就学児1人）いる世帯　40,300 円＋20,150 円＝60,450 円

〈例2〉市国保に加入している2割軽減世帯で、対象被保険者が3人（未就学児以外2人、未就学児1人）いる世帯　32,240 円×2人＋16,120 円×1人＝80,600 円



重要：応援金の返還が必要となる場合（必ずご確認ください。）

本応援金は令和８年６月分の国保税が米原市で課税されていることが支給の要件です。支給後に以下のケースに該当した場合は、応援金を全額返還いただくこととなります（該当する場合は申請しないでください。）。

■応援金の対象となる子どもが、令和８年５月 31 日以前に遡って国保資格を喪失された場合

（例）５月中に就職して会社の健康保険に入っていたが、手続きが遅れ、後から遡って５月 31 日に市国保を脱退した場合

■令和８年６月１日に市国保に加入し、６月２日から６月 30 日までの間に国保資格を喪失された場合

（例）６月１日に国保に加入し、６月中に米原市外に転出した場合

（例）６月１日に国保に加入し、６月中に就職してお勤め先の健康保険に加入した場合

【ご注意】就職等に伴い、会社の健康保険等に加入された場合は、14 日以内に国保資格の喪失手続きを行ってください。手続きが遅れて応援金を受け取られた場合、後日、返還通知を送付することとなります。



応援金の申請方法等

申請期限　令和８年９月 30 日（水）まで（当日消印有効）

申請方法　同封の「申請書兼請求書」に必要事項を記入し、振込先口座の確認書類（通帳またはキャッシュカードのコピー）を添えて、返信用封筒で郵送してください。

※振込先口座の確認書類（通帳またはキャッシュカード）の写しは、当市の国保税の引落しに現に使用している口座を指定いただく場合は不要です。



留意事項

■本応援金は子育て世帯への支援として支給するものです。国保税は適正に納付いただきますようお願いします。

■応援金申請書兼請求書には、あらかじめ支給申請・請求額、支給基準に該当する方の名前等を記載しています。御確認のうえ、申請者の住所、氏名、電話番号を記入のうえ、提出してください（申請者と口座名義人が異なる場合は押印要）。

■本応援金は一時所得として課税対象となりますので御注意ください。一時所得は、所得金額の計算上、50 万円の特別控除が適用され、他の一時所得とされる金額との合計額が 50 万円を超えない限り、課税対象とならないこととされています。

問い合わせ先　米原市役所　市民部　保険年金課【本庁舎】
〒５２１－８５０１　米原市米原１０１６番地
電話　０７４９－５３－５１１４